



# 計画の推進

## 庁内の推進体制

「高槻市男女共同参画推進条例」に基づき、本市のあらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させていく必要があることから、施策を総合的かつ効果的に推進するための横断的な組織である高槻市男女共同参画推進本部を中心に、庁内関係各課の一層の連携強化に努めます。

## 市民、事業者、関係団体・NPO、大学等との連携

本市は、関係団体及びNPO等をまちづくりの重要な担い手と位置付けて市民参加型のまちづくりを目指しています。互いの特性を活かし、提言の反映など、対等なパートナーとして、行政と市民、事業者、関係団体・NPO、大学等と連携し、協働を推進します。

## 苦情や意見への対応

市が実施する男女共同参画施策等に対する苦情や意見を受付け、第三者の苦情処理委員に意見を聴いて苦情等の処理を行う「男女共同参画施策等苦情処理制度」の周知及び適切な運用に努め、運用状況の公表を行います。

## 計画の進行管理

施策を計画的に実施するとともに、その実施状況を点検・評価し、公表します。実施にあたっては、高槻市男女共同参画審議会の意見を反映し、客観性の確保に努めます。

### 高槻市男女共同参画計画<概要版>

平成25(2013)年3月

高槻市 市民生活部 男女共同参画課

〒569-0804 高槻市紺屋町1番2号

高槻市立総合市民交流センター(クロスパル高槻)4階

電話:072-685-3741 FAX:072-686-2455